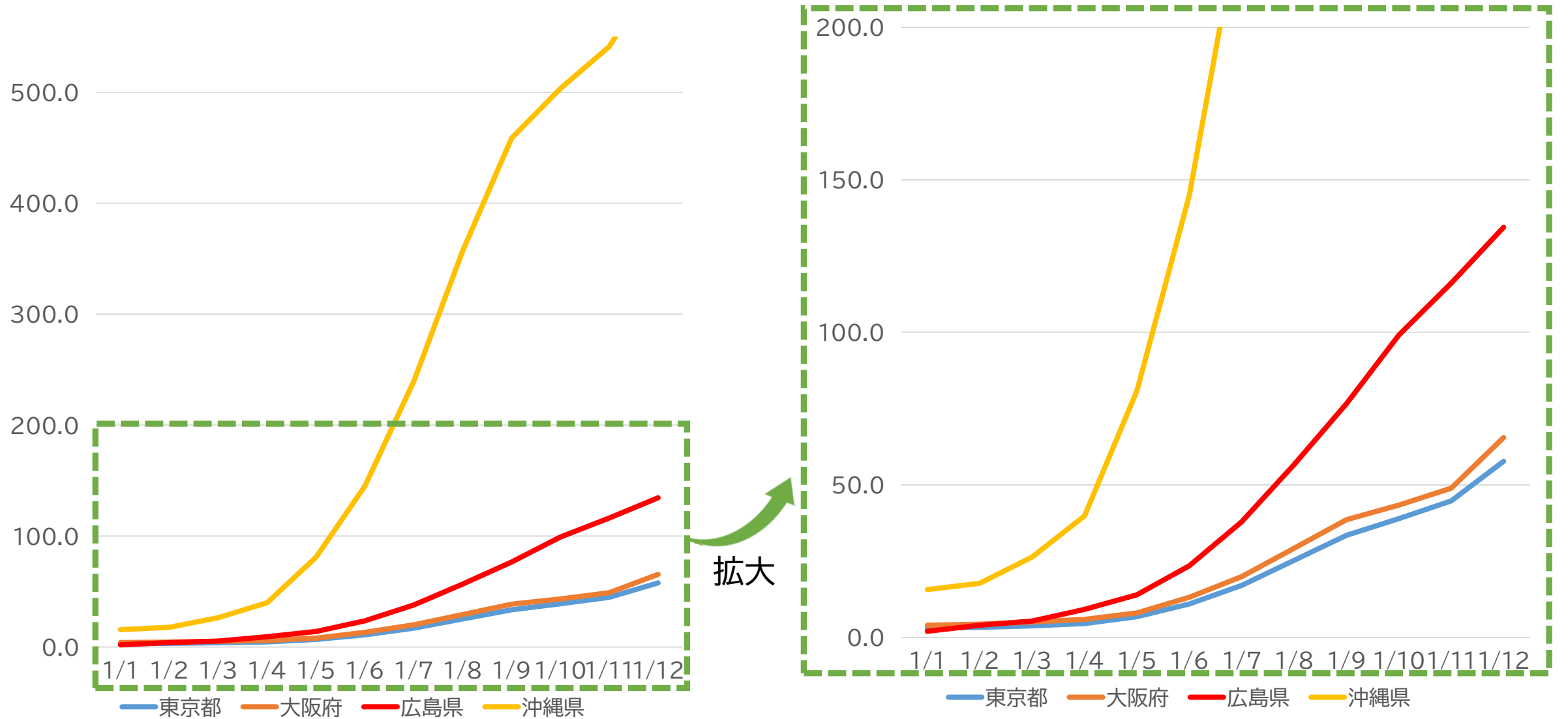


まん延防止等重点措置区域の 拡大について

令和4年1月13日

全国の感染状況

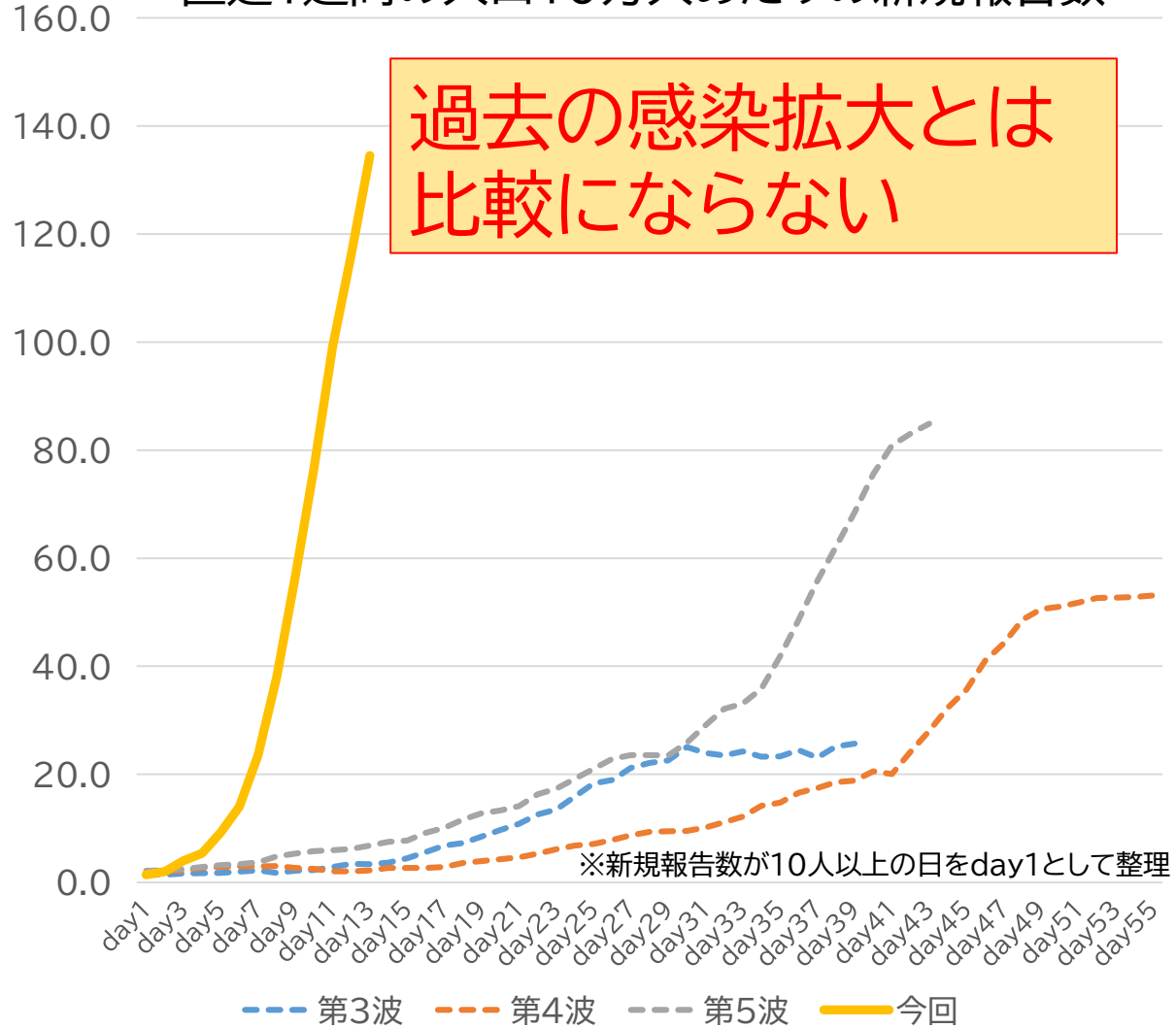
直近1週間の人口万人あたりの新規報告数



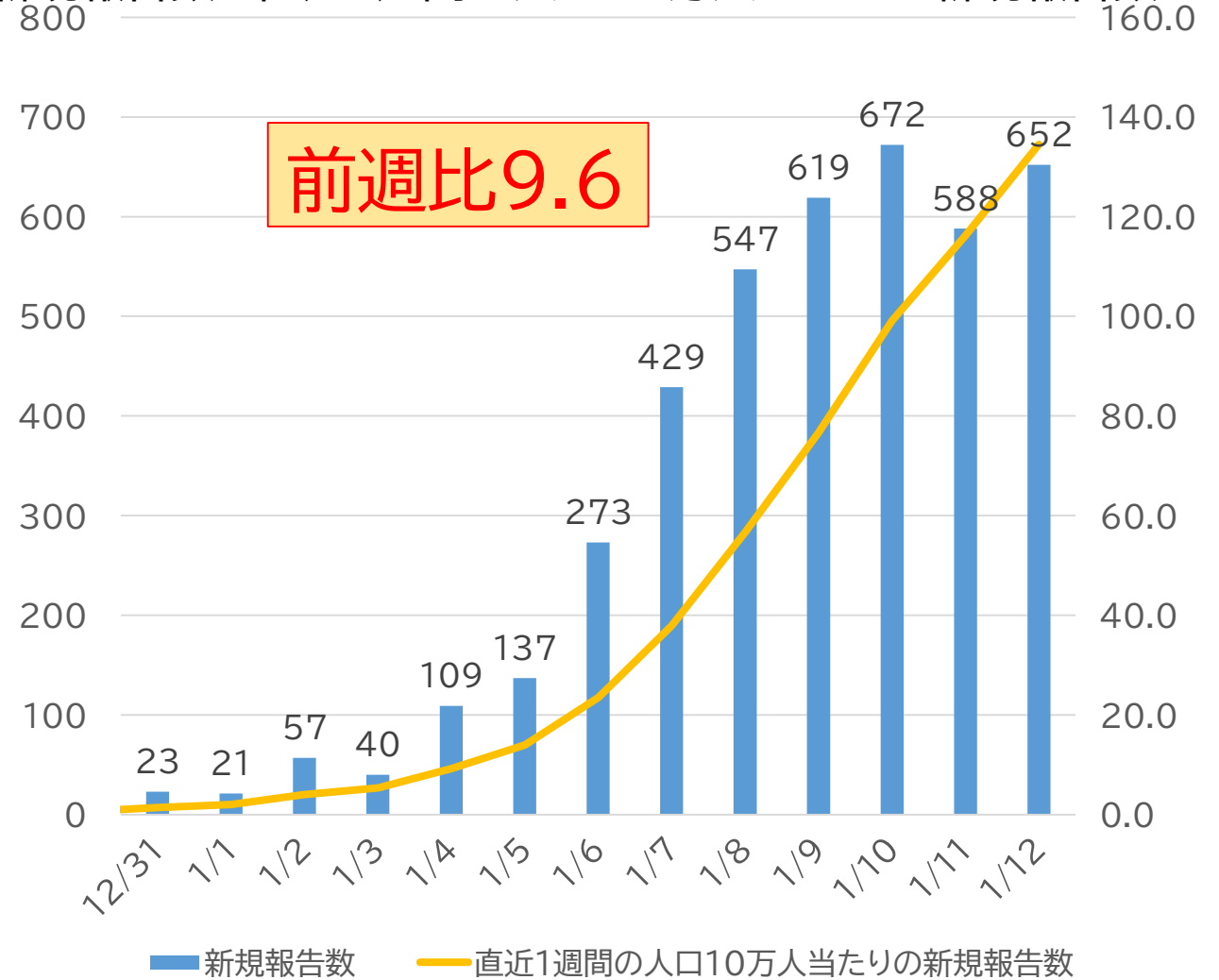
大都市でも感染拡大が起こっている

県内の感染状況

直近1週間の人口10万人あたりの新規報告数



新規報告数と直近1週間の人口10万人あたりの新規報告数



極めて短期間に、感染が急拡大している

感染状況(直近1週間の人口10万人あたり新規報告数(市町別))

1/4(県全体:9.2)

	安芸太田町	北広島町	安芸高田市	三次市	庄原市	
	81.34	0.00	3.51			
廿日市市	広島市	府中町	東広島市			神石高原町
		24.90		7.71	0.00	0.00
		熊野町		世羅町	府中市	福山市
25.64	17.31	8.36	10.58	0.00	2.56	
大竹市	海田町	呉市	竹原市	三原市	尾道市	
52.24	99.34	1.80	47.81	8.59	12.50	2.99
	坂町					
	31.01	江田島市	大崎上島町			
		0.00	0.00			

1/8(県全体:56.6)

	安芸太田町	北広島町	安芸高田市	三次市	庄原市	
	146.41	53.98	38.62			
廿日市市	広島市	府中町	東広島市			神石高原町
		86.21		25.06	2.87	0.00
		熊野町		世羅町	府中市	福山市
82.91	76.51	25.08	47.62	12.44	5.13	
大竹市	海田町	呉市	竹原市	三原市	尾道市	
171.64	172.19	43.24	39.84	42.96	21.32	18.55
	坂町					
	69.77	江田島市	大崎上島町			
		30.53	13.42			

1/12(県全体:134.5)

	安芸太田町	北広島町	安芸高田市	三次市	庄原市	
	81.34	140.34	193.10			
廿日市市	広島市	府中町	東広島市			神石高原町
		137.93		77.10	17.21	11.23
		熊野町		世羅町	府中市	福山市
160.68	191.56	33.45	115.34	112.00	41.03	
大竹市	海田町	呉市	竹原市	三原市	尾道市	
283.58	231.79	112.61	51.79	96.67	36.03	46.06
	坂町					
	155.04	江田島市	大崎上島町			
		122.10	40.26			

1/6(県全体:23.5)

	安芸太田町	北広島町	安芸高田市	三次市	庄原市	
	113.88	5.40	17.55			
廿日市市	広島市	府中町	東広島市			神石高原町
		49.81		11.57	2.87	0.00
		熊野町		世羅町	府中市	福山市
35.04	29.85	12.54	17.99	0.00	2.56	
大竹市	海田町	呉市	竹原市	三原市	尾道市	
89.55	132.45	6.76	63.75	20.41	16.91	5.54
	坂町					
	46.51	江田島市	大崎上島町			
		4.36	0.00			

1/10(県全体:99.1)

	安芸太田町	北広島町	安芸高田市	三次市	庄原市	
	162.68	91.76	98.30			
廿日市市	広島市	府中町	東広島市			神石高原町
		130.27		46.26	8.60	0.00
		熊野町		世羅町	府中市	福山市
123.08	142.73	33.45	87.30	49.78	10.26	
大竹市	海田町	呉市	竹原市	三原市	尾道市	
227.61	221.85	78.38	39.84	67.67	27.21	29.00
	坂町					
	93.02	江田島市	大崎上島町			
		65.41	40.26			

感染は、着実に県全域に拡大し、既に高い水準に到達している。

まん延防止等重点措置区域

まん延防止等重点措置区域の拡大

期間	令和4年1月9日(日)～ 令和4年1月31日(月)まで	令和4年1月14日(金)～ 令和4年1月31日(月)まで
対象区域	<p>13市町</p> <p>(大竹市, 廿日市市, 広島市, 呉市, 江田島市, 東広島市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市, 府中町, 海田町, 坂町)</p> <ul style="list-style-type: none">● 人口規模が10万人以上であり, 感染拡大している市● それらの市と生活圏が一体である市町	<p>県内全域</p>

飲食店への時短要請

対象①広島市, 呉市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 江田島市, 府中町, 海田町, 坂町

②府中市, 三次市, 庄原市, 安芸高田市, 熊野町, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町, 世羅町, 神石高原町

<p>区分</p>	<p>①の地域:1月9日～1月31日 (猶予期間1月9日～1月10日) ②の地域:1月14日～1月31日 (猶予期間1月14日～1月16日) ※②はやむを得ない事情がある場合は, 遅くとも1月17日から協力すること。 ※感染状況に伴い, 要請期間を変更する場合がある。</p>						
<p>要請内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を5～20時に短縮 ・酒類の提供は無し ※利用者による酒類の店内持込を含む。 						
<p>支給単価</p>	<p>・希望される方は, 定額32万円を早期給付します。(早期給付受付期間:1月12日～1月28日) 単位:万円</p> <table border="1" data-bbox="435 993 1556 1110"> <thead> <tr> <th></th> <th>中小企業</th> <th>大企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休業・時短</td> <td>3.0～10.0/日</td> <td>最大20/日</td> </tr> </tbody> </table>		中小企業	大企業	休業・時短	3.0～10.0/日	最大20/日
	中小企業	大企業					
休業・時短	3.0～10.0/日	最大20/日					
<p>支給要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島積極ガード店」「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録 ・通常の閉店時間が20時以降の飲食店又は要請前に酒類を提供している飲食店 ・「飲食店営業」許可証をもっていること ・ワクチン・検査パッケージの制度適用等はしない 						

県民・事業者の皆さまへの要請【イベントの開催要件】

■1月11日以降のイベントについて適用

- ・1月10日までを周知期間とする
- ・1月10日までにチケットが販売されたイベントについては、1月10日までに販売されたチケットに限り要件を適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。
- ・1月11日以降、開催要件を満たさないイベントのチケットの新規販売は行わないこと。

■感染が急速に拡大していることから、ワクチン・検査パッケージ制度の適用等はしない。

次の人数上限(A)と収容定員に収容率を乗じて算定した人数(B)のいずれか少ない方を上限

	基本的な要件	感染防止安全計画を策定した際の要件 (「大声なし」が担保され、 参加人数5,000人超で開催するイベント)
人数上限 (A)	5,000人	20,000人
収容率 (B)	<p>■大声なし 100% (収容定員が無い場合は、 人と人とは触れ合わない程度の間隔)</p> <p>■大声あり 50% (収容定員が無い場合は、十分な人と人との間隔)</p>	<p>100% (収容定員が無い場合は、 人と人とは触れ合わない程度の間隔)</p> <p>※大声なしの担保が前提</p>

県民・事業者の皆さまへの要請【大規模な集客施設に対する要請】

要請期間:1月9日～1月31日(1月14日からは, 全県が対象)

要請対象:劇場, 展示場, 運動施設, 商業施設等(うち1,000㎡超の施設)

- 入場をする者の整理等(※)
- 入場をする者に対するマスクの着用の周知
- 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
- 施設内での酒類提供(利用者による持ち込みを含む)の自粛

(※)入場をする者の整理等については, 以下の方法を参考に, 入場整理等を実施し, 実施状況をホームページ等で広く周知してください。

○施設全体での措置

- ・出入口にセンサー等を設置し, 入場者・対流者を計測する人数管理
- ・出入口の数や入構の制限による人数制限 など

○売場別の措置

- ・係員による入場人数の記録, 入場整理券等の配布等による人数管理
- ・一定以上の入場ができないよう人数制限
- ・アプリによる混雑状況の配信体制の構築 など

※方法は例示であり, 必ずしもこの方法に限りません。

県民・事業者の皆さまへの要請

外出について

- ・全県で、外出を半分に
特に20時以降の外出は削減（通院・通勤・通学を除く）
- ・全県で、Web会議やテレワーク等により、出勤者数を削減
事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を削減

往来について

- ・県境を越える移動は最大限、自粛
- ・県内の移動も、極力控えること

※いずれも、通院・通勤・通学まで制限するものではない。

拡大を抑えるために

県観光誘客促進事業「やっぱ広島じゃ割」の取扱いについて

○ 利用の自粛

- ・新規予約を1月7日以降停止
- ・今後、既予約分も最大限、利用自粛を要請

○ 既予約分の本事業の利用停止

レベル3へ移行時には、既予約分についても、本事業の利用を停止する方針

○ キャンセル補填

1月6日以降のキャンセルは、事業者に対し、予算の範囲内において、キャンセル補填を実施

県民の皆さまへの要請

基本的な感染防止対策の徹底

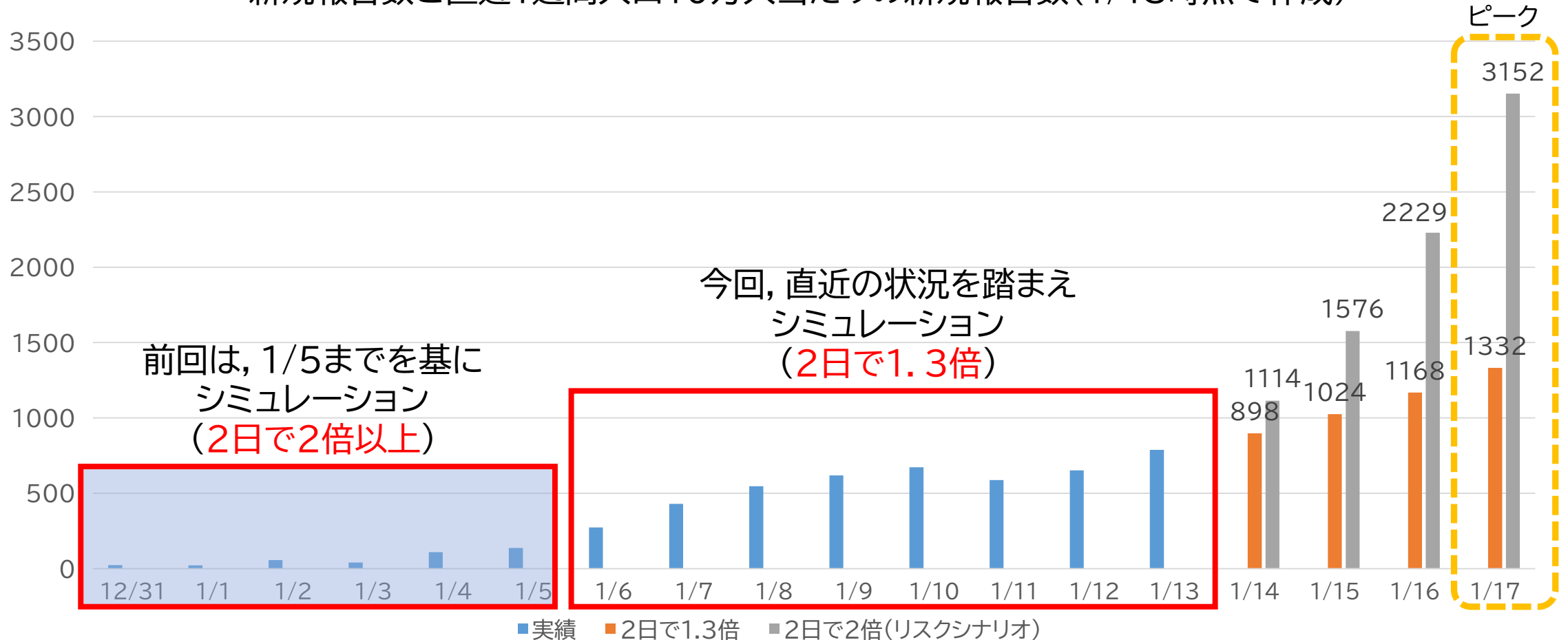
- ・マスク着用, 手洗い, 定期的な換気, 人との距離をとる
- ・飲食時には, マスクを外したままの会話は控える

積極的な検査を

- ・体調が少しでも悪い時は
人と会わず, 出かけず, すぐに医療機関を受診

今後の見通し(感染状況)

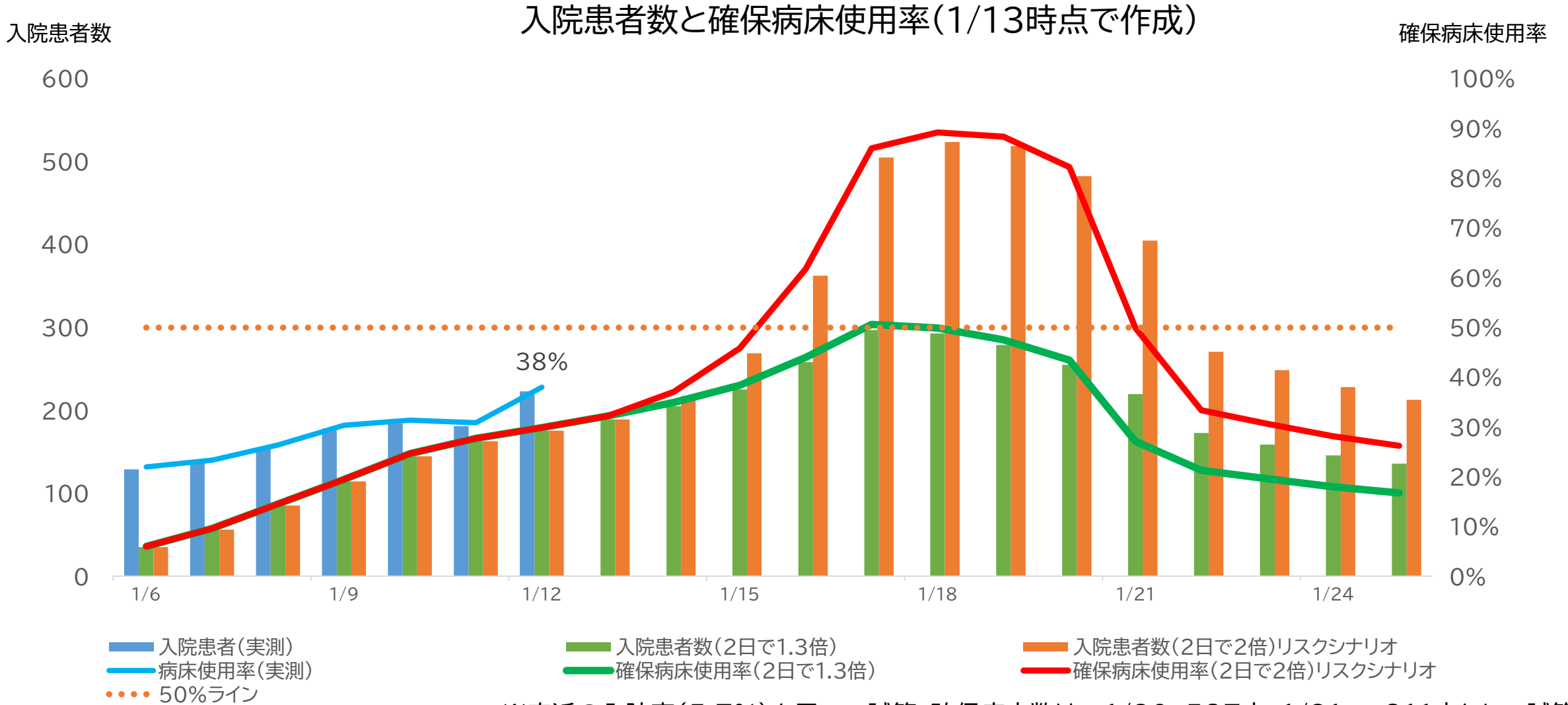
新規報告数と直近1週間人口10万人当たりの新規報告数(1/13時点で作成)



※まん延防止等重点措置の適用日から実際には減少しているとして算出

2日で2倍のペースで拡大すると、一日当たり3000人発生する

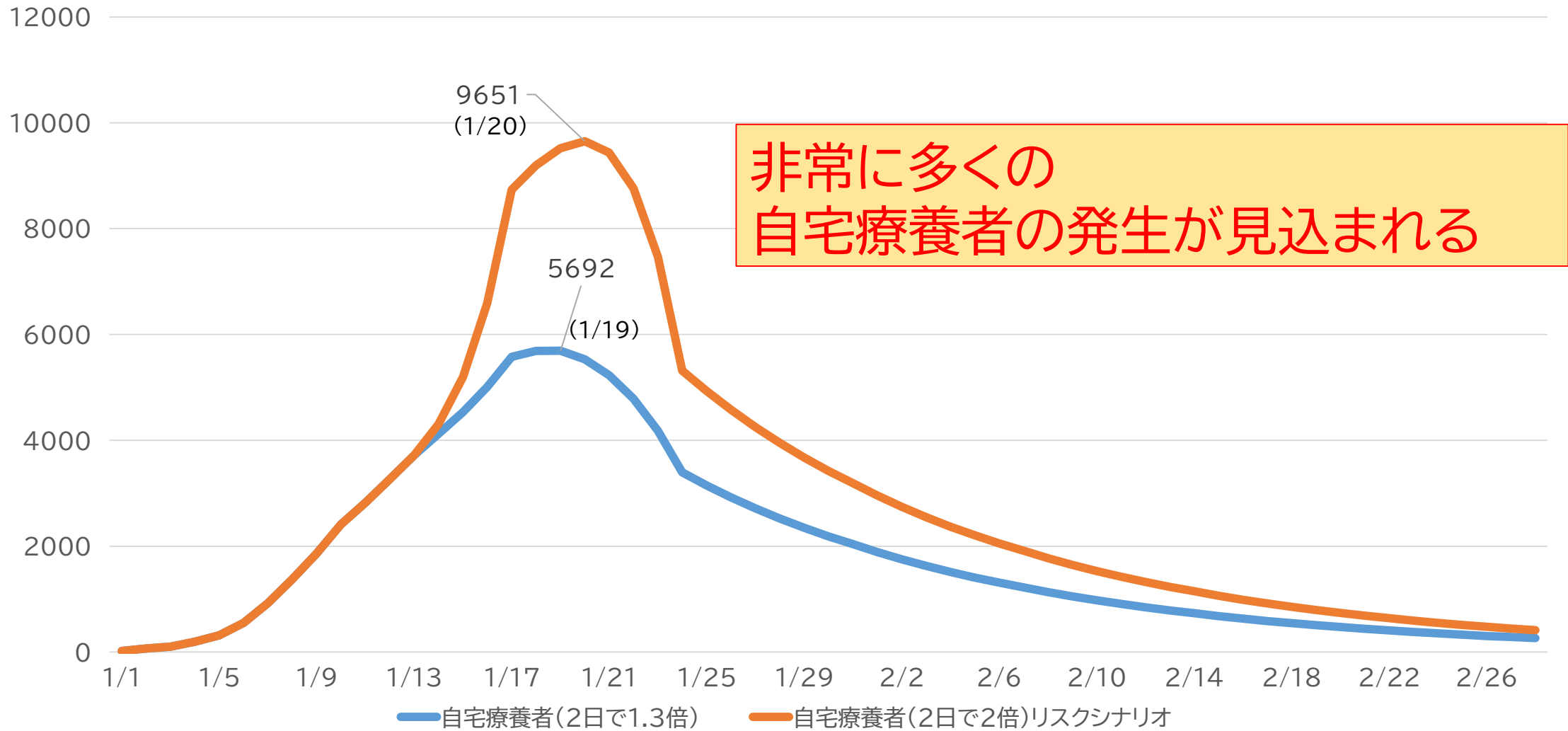
今後の見通し(病床)



※直近の入院率(5.7%)を用いて試算, 確保病床数は~1/20 587床, 1/21~ 811床として試算。

感染拡大が続けば, より病床がひっ迫する可能性がある

自宅療養者数シミュレーション



2日で2倍のペースで拡大すると、自宅療養者が10000人程度に達する

自宅療養者の医療提供体制

- ・オンライン診療センター《1月14日(金)午後開設》
：自宅療養者からの診療相談・薬剤の処方
- ・診療・検査医療機関：コロナ診断をした自宅療養者にかかる電話やオンラインでの再診
- ・フォローアップセンター：自宅療養者の健康観察および健康相談
- ・保健所：主に重症化リスクのある自宅療養者の健康観察⇒
オンライン診療医療機関(必要に応じて訪問診療・看護の手配)

自宅療養者の相談先を拡充

県民の皆様, 事業者の皆様

今すぐに,

**お一人お一人ができる行動を
とっていただくようお願いいたします**